恵庭市地域防災計画　火山災害対策編　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正（案）</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>3-2</td><td>
第３章　防災体制

（略）

第１節　恵庭市災害対策本部

（略）

４　火山噴火非常配備体制
（略）
(3)　火山噴火非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は別表のとおりとする。
【別表】
火山噴火非常配備基準
<table>
<tr><th>種別</th><th>配　備　時　期</th><th>配　備　内　容</th></tr>
<tr><td>火山噴火第一非常配備</td><td>１　火山性地震が増加し、火山の状況に関する解説情報等々が発表されたとき

２　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき</td><td>１　次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる

２　状況により速やかに第２非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
・総務対策部（本部班､庶務班）
・支援対策部（広報班）
・経済対策部（経済対策班）
・保健福祉対策部（救護班）
・生活環境対策部（環境対策班）
・水道対策部(給水班､下水道班)
・建設対策部（道路河川班、施設班）
・避難教育対策部（避難対策班、</td></tr>
</table>
</td><td>
第３章　防災体制

（略）

第１節　恵庭市災害対策本部

（略）

４　火山噴火非常配備体制
（略）
(3)　火山噴火非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は別表のとおりとする。
【別表】
火山噴火非常配備基準
<table>
<tr><th>種別</th><th>配　備　時　期</th><th>配　備　内　容</th></tr>
<tr><td>災害警戒本部</td><td>１　火山性地震が増加し、火山の状況に関する解説情報等々が発表されたとき

２　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき</td><td>１　次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる

２　状況により速やかに第１配備に円滑に移行できる体制とする
・本部長付
・総務対策部長
・総務対策部副部長
（総務、人事、情報政策）
・総務対策部本部班</td></tr>
</table>
</td><td>独自修正
【恵庭市】</td></tr>
</table>

			教育対策班） ・消防部隊本部（総務班、第一中隊、第二中隊）			
	火山噴火第二非常配備	1　噴火が発生したとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1　災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2　状況により速やかに第３非常配備体制に円滑に移行できる体制とする	第1配備	1　噴火が発生したとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1　災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2　状況により速やかに第２配備に円滑に移行できる体制とする
	火山噴火第三非常配備	1　札幌管区気象台から特別警報が発表されたとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1　災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあてる 2　それぞれの災害応急活動ができる体制とする	第2配備	1　札幌管区気象台から特別警報が発表されたとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1　災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあてる 2　それぞれの災害応急活動ができる体制とする
	備考　災害規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。			備考　災害規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		
	（略）			（略）		
3-3	（追加）			5　災害警戒本部 (1)　災害警戒本部の組織		独自修正 【恵庭市】

		災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部長付、総務対策部長、総務対策部副部長、総務対策部本部班をもって構成する。 (2)　災害警戒本部の設置基準 ア　火山性地震が増加し、火山の状況に関する解説情報等々が発表され、災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を行う必要があるとき。 イ　避難所開設の判断が必要となったとき。 ウ　本部設置前又は本部閉鎖後において、なお災害対策を必要とするとき。 (3)　災害警戒本部の運営 ア　構成員 災害警戒本部員の構成員は、本部長、副本部長、本部長付、総務対策部長、総務対策部副部長、総務対策部本部班とする。 イ　災害警戒本部員会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。 (ｱ) 職員の警戒体制に関すること。 (ｲ)情報の収集・伝達及び発信に関すること。 (ｳ)関係機関との連絡調整に関すること。 (ｴ)警戒地域のパトロール・市民周知に関すること。 (ｵ)局地的に比較的軽微な災害対応に関すること。	

		㈧住民の避難準備に関すること。 ㈨避難所の開設の判断に関すること。 ㈩その他必要な災害対策に関すること。	